

○未調整事務事業（現在調整作業中で年度内に完了予定）

担当課名	事務事業名	事務事業現況調書の調整方針等		調整の進捗状況（H23.6現在）
		調整の方針	課題等	
学務課	通学費助成 A	<p>【平成20年度をめどに再編する。】</p> <p>下記の点を勘案し、平成20年度をめどに再編する。 ・距離要件については、国の遠距離通学基準及び地域の実情に配慮して調整する。 ・通学費助成の内容については、路線バス等定期券等の実費を勘案して調整する。</p>	・弘前市と岩木町で助成しているが、相馬村では助成していない。 ・弘前市と岩木町で、支給要件の距離及び助成内容に相違がある。	合併協議会の通学費助成調整方針に沿って、地域事情に合わせた方式の通学費補助金内容に調整中である。 平成23年度から、2つの要綱を統合し、弘前市立学校通学費補助金交付要綱とした。
文化財保護課	民俗芸能保存会への助成 A	<p>【平成20年度をめどに再編する。】</p> <p>合併時には、現行どおり新市に引き継ぐが、助成制度のあり方などについて、平成20年度をめどに再編する。</p>	市町村で補助金の交付基準が異なっている。	23年度中に、団体との調整により交付要綱を策定し、新年度予算に反映させる。
保健体育課	体育施設の利用（運動公園） A	<p>【現行どおり新市に引き継ぐ。】</p> <p>体育施設の管理運営については、現行どおり新市に引き継ぐが、合併後、使用料を含めた施設運営のあり方について総合的に検討する。なお、使用料について、使用者の住所地により区分されているものについては、新市の内外区分により適用する。</p>	使用料の設定が異なっている。使用料の減免基準が異なっている。開館時間、休館日が異なっている。	使用料、減免基準について、現在調整中であり、平成23年度内に完了し、平成24年度から施行予定。
保健体育課	体育施設の利用（海洋センター） A	<p>【現行どおり新市に引き継ぐ。】</p> <p>体育施設の管理運営については、現行どおり新市に引き継ぐが、合併後、使用料を含めた施設運営のあり方について総合的に検討する。なお、使用料について、使用者の住所地により区分されているものについては、新市の内外区分により適用する。</p>	使用料の設定が異なっている。使用料の減免基準が異なっている。開館時間、休館日が異なっている。	使用料、減免基準について、現在調整中であり、平成23年度内に完了し、平成24年度から施行予定。
農村整備課	幹線農道除雪 B	<p>【平成21年度をめどに再編する。】</p> <p>現行どおり新市に引き継ぐが、合併後平成21年度をめどに再編する。</p>	りんご園地への農作業のため、除雪を行っているのは、弘前市のみで、他の町村は建設関係課で対応していることから、今後どうするのか。（岩木地区と相馬地区の農道除雪については、これまで両支所に対応してきたが、今年度より、両支所の除雪が道路維持課に統合されたこともあり、農道除雪の在り方や基準を設定する必要がある。）	除雪体制の再編は、財源や人員等が関係するので、道路維持課及び総務財政課とさらに調整を進め、今年度内に調整する予定です。

○未調整事務事業（現在調整作業中であるが完了は来年度以降）

担当課名	事務事業名	事務事業現況調書の調整方針等		調整の進捗状況（H23.6現在）
		調整の方針	課題等	
道路維持課	除雪事業補助金 A	【平成21年度をめぐりに再編する。】	現在、弘前市、岩木町は除雪路線以外の生活道路を地区団体等が除排雪を行った場合に、補助金交付要綱に基づき予算範囲内を限度とし、補助金を交付している。相馬村は未実施であるが、合併後に3市町村が対象とした場合は財政負担が伴うことになる。このことは、新市における除雪対策の取り組み方と合わせて、検討する必要がある。（弘前市道路除排雪基本計画に基づき、地域（市民）・除雪業者・行政がそれぞれ役割を分担し協働で取り組む新たなしくみを検討する必要がある。）	通常の除雪が入らない小路の排雪については、当制度のほか市で行う小路排雪があることから、平成20年度に当制度を利用している各団体の代表者へ、手続きがなく費用負担が伴わない小路排雪について案内しており、平成21年度からの3ヶ年の登録・実績の結果を踏まえ検討する。
上下水道部 総務課	下水道使用料 A	【平成22年度をめぐりに再編する。】 平成22年度をめぐりに再編する。なお、3市町村による公共下水道事業の特別会計については、平成20年度をめぐりに企業会計へ移行する。 1. 料金体系は新市の経営状況をみながら見直しする。 2. 認定水量等料金に関係するものは、料金体系と併せて見直しする。 3. 上記の料金関係以外その他調整必要な項目は、弘前市の例をたたき台として調整する。	料金体系が異なる。認定水量が異なる。	今年度（仮）料金問題懇談会開催のための経費を予算計上し、今後の使用料体系再編のための懇談会を開催予定。再編は24年度。
上下水道部 総務課	農業集落排水処理施設 使用料 A	【平成22年度をめぐりに再編する。】 平成22年度をめぐりに再編する。なお、3市町村による農業集落排水事業の特別会計については、平成20年度をめぐりに企業会計へ移行する。 1. 料金体系は新市の経営状況をみながら見直しする。 2. 認定水量等料金に関係するものは、料金体系と併せて見直しする。 3. 上記の料金関係以外その他調整必要な項目は、弘前市の例をたたき台として調整する。	料金体系が異なる。認定水量が異なる。下水道使用料に連動する。	今年度（仮）料金問題懇談会開催のための経費を予算計上し、今後の使用料体系再編のための懇談会を開催予定。再編は24年度。
上下水道部 総務課	水道料金 A	【平成22年度をめぐりに再編する。】 上水道水道料金については、平成22年度をめぐりに統一する。	水道料金に格差がある。料金体系が異なっており、口径別制、用途別制の採用がある。	今年度（仮）料金問題懇談会開催のための経費を予算計上し、今後の料金体系再編のための懇談会を開催予定。再編は24年度。
上下水道部 総務課	簡易水道料金 A	【平成22年度をめぐりに再編する。】 簡易水道水道料金については、平成22年度をめぐりに統一する。	水道料金に較差がある。料金体系が異なっており、口径別、用途別制の採用がある。	今年度（仮）料金問題懇談会開催のための経費を予算計上し、今後の料金体系再編のための懇談会を開催予定。再編は24年度。
上下水道部 営業課	水道関係手数料 A	【平成22年度をめぐりに再編する。】 工事検査手数料については、弘前市の例により合併時に統合。指定給水工事業者指定手数料については、弘前市の例により合併時に統合。消火栓使用立会い手数料については、弘前市の例により合併時に統合。督促手数料については弘前市の例により合併時に統合。各種証明手数料については、弘前市の例により合併時に統合。加入金制度については、現行どおり新市に引継ぎ、水道料金の統合にあわせ平成22年度をめぐりに再編する。	工事検査手数料の取り扱い、指定給水工事業者指定手数料の取り扱い、消火栓使用立会い手数料の取り扱い、督促手数料の取り扱い、各種証明手数料の取り扱い、加入金の取り扱い	水道関係手数料は、合併時にすべて統一済み。ただし、当該項目中、「水道加入金」については、上記水道料金等と同様。再編は24年度。
上下水道部 営業課	簡易水道関係手数料 A	【平成22年度をめぐりに再編する。】 工事検査手数料については、弘前市の例により合併時に統合。メーター使用料については、現行どおり新市に引継ぎ、水道料金の統合にあわせ平成22年度をめぐりに廃止する。指定給水工事業者指定手数料については、弘前市の例により合併時に統合。消火栓使用立会い手数料については、弘前市の例により合併時に統合。督促手数料については、弘前市の例により合併時に統合。各種証明手数料については、弘前市の例により合併時に統合。加入金制度については、現行どおり新市に引継ぎ、水道料金の統合にあわせ平成22年度をめぐりに再編する。	工事検査手数料の取り扱い、メーター使用料の取り扱い、指定給水工事業者指定手数料の取り扱い、消火栓使用立会い手数料の取り扱い、督促手数料の取り扱い、各種証明手数料の取り扱い、加入金の取り扱い	水道関係手数料は、合併時にすべて統一済み。ただし、当該項目中、「水道加入金」については、上記水道料金等と同様。再編は24年度。

担当課名	事務事業名	事務事業現況調書の調整方針等		調整の進捗状況（H23.6現在）
		調整の方針	課題等	
都市計画課	都市計画マスタープラン策定事務 B	<p>【平成20年度をめぐりに再編する。】</p> <p>新市の総合計画の策定状況を見た上で、整合を図りながら策定する必要がある。都市計画基礎調査の結果を反映させる必要がある。</p> <p>なお、右記「課題等」欄に記載のとおり、合併時において調整の必要がなかったことから、「調整の方針」を再検討し、年度内に方針決裁をとる予定としております。</p>	<p>都市計画マスタープランは、都市計画区域を持つ弘前市・岩木町で策定済である。したがって、調整する項目はないが、合併後は新市の都市計画マスタープランの策定が必要となる。</p>	<p>現在策定中の県のマスタープランや見直しが予定される市総合計画と整合を図りながら、今年度から策定に向けた各種検討を行うこととしている。</p>
都市計画課	緑の基本計画策定事務 B	<p>【平成22年度をめぐりに再編する。】</p> <p>緑の基本計画は、都市計画区域内において講じられるものを総合的、計画的に実施するための計画であり、合併後の都市計画区域の指定なども視野に入れながら、計画対象区域全体の状況把握・調査が必要である。このため、合併後に策定される新市の総合計画、都市計画マスタープランとも整合を図る必要があり、調査等については、都市計画マスタープランの策定などと同時実施するなどしながら、早い時期に新しい緑の基本計画を策定する。また、景観緑三法の内容や県のマスタープランとも整合を図る必要がある。</p> <p>合併後の都市計画区域に変更がないことから、「調整の方針」を再検討し、年度内に方針決裁をとる予定としております。</p>	<p>都市緑地保全法の規定に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」は、自然的環境の保全及び都市計画区域内の緑化推進を計画的に実施するために、市町村ごとに定められるものであるが、現在は弘前市だけが「緑の基本計画」として定めている。この計画は、公園整備を進める指標の役割もあり、合併後の都市計画区域の指定などを視野に入れながら、計画の対象地域や全体の整備状況の把握・調整が必要となってくる。緑のネットワークの構築の検討、計画の平等性・透明性の確保などを前提に、新たな公園整備プログラムとなる「緑の基本計画」の策定が必要となる。</p>	<p>現在策定中の景観計画や今後策定予定の都市計画マスタープランと整合を図る必要があるため、緑の基本計画策定は都市計画マスタープラン策定後を予定している。</p>

○未調整事務事業（未調整）

担当課名	事務事業名	事務事業現況調査の調整方針等		調整の進捗状況（H23.6現在）
		調整の方針	課題等	
保健体育課	市町村体育祭 A	【平成20年度をめぐりに再編する。】合併時は現行どおり新市に引き継ぐが、主催、開催内容等を調整し、平成20年度をめぐりに再編する。	各市町村で実施している事業の内容、主催者等に差異がある。	岩木地区体協の事業は、体育祭から公民館事業へ転換済。残る市体協と相馬地区体協については、独自に継続してきた強い思いがあり調整は進んでいないが、引き続き協議を継続していく。
福祉総務課	地域福祉計画 B	【平成21年度をめぐりに再編する。】 新市においても地域における福祉の課題やニーズを明らかにし、多様なサービスを総合的に提供できる体制を計画的に整備するために、地域福祉計画を策定する必要があると思われる。ただし、本計画は老人保健福祉計画及び介護保険事業計画、障害者福祉計画等を包括する計画となるので、策定期間については、他の計画の策定動向を見ながら、合併後、3年をめぐりに策定し地域福祉計画策定委員会を設置する。なお、社会福祉問題対策協議会は現行どおり新市に引き継ぐ。	—	現在、地域における福祉の課題やニーズについては、高齢者や障がい者、児童等に関する福祉や介護等の個別計画を策定し、アクションプランや事務事業評価にて進行管理している。 現時点において個別計画で対応できていることから、統合的な地域福祉計画は、現段階では策定しない。
観光物産課	第3セクター関連 B	【現行どおり新市に引き継ぐ。】現行どおり新市に引き継ぐが、第3セクターのあり方等その取り扱いについては、新市において検討する。	経営内容等を検討する必要がある。	（財）岩木振興公社と（財）星と森のロマンチックピア・そつまの統合については、設置の経緯や地域的背景等を十分考慮して検討していくものとする。 両財団は市が設置した宿泊施設の指定管理を主業務としているが、設立されてからの運営体制並びに運営方法や施設の改修費用の捻出方法等について、全く異なっており、早期の統合については非常に難しいと思われる。 今後の公益法人法改正に伴う財団の方針、改修等費用の拠出方法等の協議・調整、施設の位置づけ等、並びに地元関係者からの意見聴取を行なうなどして総合的に検討、判断すべきと考える。